

平成 2 2 年度

第 2 回 大垣市公営企業等審議会議事録

(平成 2 3 年 1 月 1 9 日)

平成２２年度第２回大垣市公営企業等審議会を、平成２３年１月１９日（水）市役所２階第１会議室において開催した。

そのしだいは次のとおりである。

議題 大垣市公共下水道事業（墨俣処理区）受益者負担金（案）、答申（案）
について審議

本日の委員の出席者は次のとおりである。

出席委員

池永 輝之、高田 全代、小谷 康夫、畑脇 禎央、馬淵 則昭
奥田 静子、守屋 貴広、後藤 容子、北野 茂樹、長瀬 ちえ子
石井 由美子、山崎 幸輝

欠席委員

鈴木 一朗、成瀬 重雄、大橋 晴實

本日の大垣市公営企業等審議会の出席者は、次のとおりである。

水道部長	山本 敏広
水道課長	松野 主税
下水道課長	近藤 真澄
浄化センター所長	高木 悟
水道課技術対策官	岡田 司
下水道課長補佐	祢垣 輝之
水道課課長補佐	戸谷 多民男
下水道課計画係長	田中 明
下水道課技術担当係長	佐竹 一仁
水道課経理係	大坪 真也

(開始時刻 午後 1 時 3 0 分)

事務局	皆様には、新年早々、大変お忙しいところ、ご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。 定刻となりましたので、ただ今より、大垣市公営企業等審議会をはじめさせていただきます。 それでは、進行を池永会長様よろしくお願いいたします。
池永会長	本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。 ただ今から、大垣市公営企業等審議会をはじめたいと思います。 それでは、事務局から本日の審議会の出席状況について、報告をお願いします。
事務局	本日 15 名の委員の内、12 名が出席ということで。 大垣市公営企業等審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定による、過半数を満たしていることをご報告させていただきます。
池永会長	ありがとうございました。本審議会は有効に成立しています。 傍聴希望はございますか。
事務局	現在のところ傍聴はございません。
池永会長	次に、本日の会議録署名者として、馬淵委員と山崎委員の両方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。 今回は、大垣市公共下水道事業（墨俣処理区）受益者負担金（案）について、ご説明いただき、その後、熱心にご審議いただきました。 本日は、前回に引き続き、審議させていただきます。 事務局にお伺いしますが、本日のスケジュールはどのように予定されておられますか。
事務局	本日は、各委員の皆様からご提出いただきましたご意見、ご質問について、回答させていただき、再度、下水道事業受益者負担金（案）について審議していただきたいと思います。 その後、審議いただきました内容のもとに、答申書（案）を作成させていただきます。 市長への答申につきましては、本来ならば、後日に、再度ご

池永会長	審議いただいた後に行うのが本意ではございますが、３月議会への関係条例の提出の日程上、誠に恐縮ではございますが、本日、市長へ答申いただければと考えております。 よろしく願いいたします。 今、事務局からお話がありましたスケジュールにそって、進めてまいりたいと思います。 それでは、各委員さんから提出いただいた、ご意見、ご質問につきまして、事務局よりご回答をお願いします。
事務局	それでは、各委員さんから提出いただきましたご意見につきまして、ご回答させていただきたいと思います。 まず、No.1の受益者負担金割合についてですが、ご意見として「他市に比べ受益者負担金が安価すぎではないか。提案として、負担金割合を総事業費の２．７％から３．０％にして、１平方メートル当たり２４６円にして市費等の繰り入れを軽減してはどうか」との意見をいただきました。 回答としましては、下水道への接続にあたりましては、受益者負担金と宅内排水設備工事の両方の費用が必要となり、利用者の方々に一時的に大きな負担を強いることとなります。 下水道は、ご利用いただいはじめて効果を発揮する施設であり、接続していただくことが最も優先されと考えております。 当初の利用者の方の負担を少しでも低減し、接続を促進することが、市費の繰り入れを軽減することであるとと考えておりますので、大垣処理区と同様に、受益者負担金としましては総事業費の２．７％をお願いしたいと考えております。 次に、No.2の墨俣処理区の基本計画の概要にあります、「汚泥搬出時の臭気を極力抑える計画とありますが、汚泥貯留施設を建物内に設けることで、どこまで抑えられるのでしょうか、ぜひ生活に影響の無いようお願いいたします。」とのご意見をいただいております。 このご意見の回答としましては、汚泥処理施設の臭気対策としましては、汚泥を貯めておくホッパーや脱水機等の機器を容器に格納し、効率的に臭気を捕集して脱臭する局所脱臭方式を採用しております。 また、汚泥搬出時に臭気が漏れることのないよう、更に搬出

	室そのものも脱臭しております。 さらに、脱臭の設計にあたりましては、悪臭防止法や岐阜県条例では、敷地境界で臭気強度が2.5～3.5となっておりますが、設計では脱臭装置の排出口においてクリアーするよう、基準異常の設計とすることに加え、脱臭装置から敷地境界まで約40m離し、植栽等の緩衝緑地を設けることで、臭気対策を十分に図っています。 また、水処理施設につきましては、最終沈殿池も含め、すべての水処理施設に蓋を設置し外部への臭気対策を図り、生活影響の無いよう考慮しております。 続きまして、裏面のNo.3の受益者負担金（案）にあります「宅内排水設備費用は、条件により異なるとありますが、納得のいく説明はしていただけるのでしょうか。」というご意見をいただいております。 回答としましては、宅内排水設備費用は、宅地内で重機での施工が可能かどうか、また、コンクリートや石積みなどの復旧が必要かどうかなど、宅地の形状や広さなどの、条件がさまざまですので費用は異なります。 工事にあたりましては、市が認定しております200社ほどありますが、複数の排水設備工事指定店から見積書を取っていただき、十分な説明を受けてから施工していただくこととなります。 次に、No.4の「汚水マスの個人負担について住民への周知について」ということで、前回の審議会で「旧墨俣町時代において、汚水マスは町で施工することとなっていたが、大垣市になり、汚水マスは個人負担となったため、地元への十分なる説明の上、理解を得ていただきたい。」とのご意見を頂いておりますので、今後の住民への周知についてご説明させていただきます。 ご意見のありました汚水マスが個人負担になることの説明につきましては、今後、墨俣地域の市街化区域全域の皆様を対象として、自治会の皆様と協議をしながら、いくつかのブロックに分けて、受益者負担金や下水道使用料等を含め、下水道事業説明会を次の内容で開催をしていく予定をしております。 内容としましては、 ① の「下水道工事の概要」としまして、工事の内容や交通規制について説明をさせていただきます ② の「宅内排水設備工事」としまして、汚水マスを含めた宅内
--	--

	排水設備工事の申し込みから完成までの手続きと負担について説明をさせていただきます ③ 「受益者負担金制度」としまして、算定方法や納付方法について説明させていただきたいと思います。 ④ の「水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度」としまして、下水道への接続を促進するために必要な宅内排水設備工事に要する資金をあっせんし、その利子を市が負担する制度の説明をさせていただきます。 ⑤ の「下水道使用料」としまして、大垣処理区と同額になりますので、現在の料金体系の説明をさせていただきます。 このような説明をさせていただき、住民の皆様のご理解を得て実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 先ほど説明させていただきました、「水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度」について、補足説明をさせていただきます。 この制度は、下水道への接続を促進する支援制度で、資金の融資用件としましては、供用開始後 3 年以内に汲み取り便所から水洗トイレへの改造、あるいは、既存の浄化槽から下水道への切り替えに要します費用に対しまして 30 万円から 200 万円以内の範囲で銀行融資のあっせんをさせていただきます。 なお償還期間は、最高 60 ヶ月（5 年償還）で、利子補給につきましては、融資金利の 1 / 2 を市が負担するということになっております。 また、現在、融資用件の 3 年以内を全期間にして、利子補給の 1 / 2 を全額補給に見直しを行い、更に水洗化を促進していきたいと考えておりますので、この案が決定しましたら住民の皆様にご周知してまいりたいと思っております。 以上で、各委員さんから提出を頂きましたご意見、ご質問につきまして説明を終わらせていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。
池永会長	ありがとうございました。ご意見をお寄せいただきました各委員さんも含めて事務局からご回答いただきましたことに対しまし すご質問、ご意見がございましたら承りたいと存じます。
委員	市が認定してみえる、工事業者なんですが、地域に分けていら

	っしゃるのでしょうか。
事務局	地域というより、全国に業者はいますが、市のほうへ登録をされ、認定しました業者が先ほど説明をいたしました200社程度あります。
事務局	現在、規制緩和で、市町村が認めれば、指定店として指定しますので大垣の業者もいますし、岐阜の業者もいます。
委員	こちらから希望してもいいのでしょうか。
事務局	はいそうです。業者をご存じない方は、ご近所の方や大垣市内の業者を2～3社紹介させていただき、そこから見積を取っていただいて、納得いただいて発注していただくのが通常のパターンです。業者一覧はネットでも見れますし、ご希望があればお渡しもいたします。
事務局	住民説明会のときに出席していただいた方に200社ほどの名簿を配布します、そこに業者名の住所や電話番号が入っておりますので、そこから選んでいただくという形になります。当然ホームページから見ることにも出来ます。
事務局	工事関係でどうしてもトラブルことがありますのは、業者の見積も取らず、いきなり1社の方に工事依頼され高額になった。ということがありますので2社くらいから見積を取っていただいてご納得いただいた業者と契約して発注していただきたいです。 また下水道工事説明会でもそのことを説明させていただきます。
事務局	宅地の条件によって、値段が変わりますので、見積を取るときに業者と話し合いながらとっていただき施工していただきたいと思います。
池永会長	今事務局からご質問の回答にありました。No.1の厳しい財政状況の中、接続していただくことが最重要である。その前に高いハードルを設けることは、接続を見合わせるということになる。

	そうすると水洗化が進まない。とにかく接続していただくことが重要という事務局の判断でありますし大垣地区と同様の基準ということです。もしご納得いただけないのであればご意見いただきたいと思います。No.2は汚泥搬出時の問題ですが下水処理施設は、ややもすれば迷惑施設と、とらえられておりますが、緩衝緑地を設けるとか蓋をするなど十分な対応をされるようですが、これについてもご意見があればお伺いいたします。
委員	No.4の中で融資あっせん利子補給ですが、これは当然、市の融資ですか。
事務局	資金につきましては、銀行のほうからの融資で、利子補給だけ市が行います。 今、チラシをお配りして詳しい説明をさせていただきたいと思います。
委員	No.4に関連しますけど、汚水マスの問題で、誤解のない説明をしていただくということですが、事前の自治会長会議のときにそれを考慮するようなニュアンスが伝わっておりますので、誤解の無いような方法で説明させていただきたい。以前の説明はある一つのケースとしての説明だったのか、それとも関連性を持たせると問題になる発展性があるから、そののところをよろしくお願いしたい。 負担率については大変ご考慮いただいておりますので私としては妥当ではないかと思います。 工事の問題で宅内排水工事業者が200社あると言われましたが、どの業者を選定していいのかおそらくわからないと思いますので、行政のほうからわかりやすい説明をしていただきたい。 利子補給の問題ですが、今説明の中で現状1／2であるが、これを全額に改める検討をしているとのことですが、それは確かなものでしょうか。
事務局	その方向で23年度から運用できないか見直しの検討しております。まだ決定まで至っておりません。
委員	改造資金融資あっせんですが、民間金融機関どこでもあるので

事務局	すか。 それも含めて後で説明させていただきます。 資金あっせんの説明は少しお待ちいただいて、前回、墨俣地域の方が、負担金がどのくらいなるのかというお問い合わせが昨年から再三ありまして、案ができる前に地元自治会のほうへ国の考え方の５％から町の時代はマスをつけるということでしたが、大垣市はマスをつけませんので、５％からマス代を差し引くというような感じになりますという説明をしてあり、自治会長さんのほうに伝わっています。この案が成立したときには、きちんと住民の方に説明をしていきたいと思います。 指定店については、説明会の中でも同じような質問がありますが、２００社ある中で、行政がある業者を特定するようなことはむずかしいので、なるべく近い業者ぐらいのことまでしか言えません。
事務局	修繕でもそうですが、後で何か依頼するときに、どうしても大垣市内や近くの業者の紹介を受ければ２～３社ご紹介しているのが現状です。たくさんの業者が羅列してあっても大垣市内や近くの業者になるかと思います。 １戸建ての住宅で遠くの建設会社が施工する場合、会社が資格を持っており宅内工事を施工される場合がありますので、全国的に展開している業者も大垣市の指定店登録されます。
事務局	墨俣地域が下水道整備されるということになりますと、業者も営業活動されます。そういう業者も参考にされてもいいかと思います。
事務局	また、こんな時代ですので詐欺等がありますが、大垣市が各家を訪問するということはありませんので、そのあたりも住民の方に誤解の無いようＰＲしていきたいと思います。
事務局	それでは、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給の資料を配布させていただきましたので、担当のほうから説明をさせていただきます。
事務局	下水道課普及係の称亘と申します。どうぞよろしくお願いしま

	す。この制度の対象は、先ほど課長が申しましたように、供用開始から3年以内に汲み取り便所から水洗トイレに改造あるいは既存の単独浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事またそれに伴う衛生器具の交換というような工事をしようとする方が対象となります。 ただし、法人や団体、個人の新築については該当しません。あくまで改造されるという方です。 あと、市税や負担金を滞納していない方、改造資金の償還能力がある方、自己資金だけではできない方となります。 融資の金額については1戸につき30万円から200万円以内で融資あつせんをいたします。 利率ですが、取扱金融機関と契約で定める利率になります。 取扱金融機関なんですがここに書いてあります10店舗が取扱金融機関となっております。 償還方法は、元利均等月賦償還でボーナスの併用はできません。 償還期間は60ヶ月（5年）償還となっています。 保証については原則連帯保証人は不要となっています。取扱金融機関が認める信用保証会社等の保証制度を使用。 利子補給につきましては融資利率の1／2を市が補填させていただくということでございます。利子補給の時期としましては、借受人が毎年1月から12月までの間に支払った利子に対して翌年の3月末までに交付させていただきます。 申し込みについては、申込書・納税証明書・源泉徴収票若しくは所得証明書・指定店の工事見積書を添付し、工事着工前にお申し込みいただきます。 工事業者につきましては指定店一覧の中から複数の業者の見積を取っていただき、納得されて行っていただきたいと思います。
事務局	利子補給につきましては、現在、利息の1／2を市が負担するというので、いったん全額を支払っていただいて、後で半分をお返しするというのが現状ですけど、全額補給に向けて見直しを検討しています。これが認めていただければ、住民のみなさまへ周知してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。
池永会長	ありがとうございました。いかがでしょうか他にございませんか。

事務局	墨俣地域の皆様が受益者負担が、いったいいくらになるのかというご意見を頂いていたということですが、まだ決まっていなかったもので、市としても返答に苦しかったと思いますが、５％という数字をお話されたということですが、今この案が通れば５％よりは低くなるということですね。
池永会長	はいそうです。
委員全員	ほかにご質問ございませんでしょうか。 ご意見がないようですので、ここで皆様におはかりしたいと思います。事務局から提出されております大垣市公共下水道事業（墨俣処理区）受益者負担金（案）についてご承認を求めたいと思います。よろしいでしょうか。
池永会長	異議なし
事務局	ありがとうございます。異議なしということで下水道事業受益者負担金案は承認されました。 次に、大垣市公共下水道事業（墨俣処理区）受益者負担金（案）の、市長への答申(案)を準備願いたいと思います。 では、事務局より答申(案)の朗読をお願いします。 それでは朗読させていただきます。 答申書(案)このたび、大垣市長から大垣市公共下水道事業(墨俣処理区)受益者負担金(案)についての諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。 大垣市公共下水道事業(墨俣処理区)受益者負担金(案)について 下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全の観点から、市民の関心と期待が求められている。大垣地域の公共下水道事業については、昭和３０年３月に事業認可を得て、市街化区域を対象に分流式を採用し着手した。昭和３６年５月には大垣市浄化センターで簡易処理を開始し、順次下水道整備を進め、平成２１年度末で市街化区域が概ね完了した。 大垣市全体では整備面積３，４７０ｈａ、人口普及率は８１．０％となり、平成２２年度からは市街化調整区域の下水道整備を進めている。

	また、墨俣地域においては、浄化センターの建設及び幹線管渠工事に着手し、平成２４年度末を目指している。 墨俣処理区の受益者負担金の算定にあたっては、総務省の通知では総事業費の５％程度が適当とされているものの、大垣市公共下水道事業として位置づけ整備することから、大垣地域の市街化区域の負担率と同様による算定は理解できるところであり、１平方メートル当たり２２０円は妥当である。 また、下水道使用料についても、大垣地域の使用料と同額は、妥当であるという判断に至った。 なお、受益者負担金及び下水道使用料の制定にあたっては、関係住民に対し、十分なる理解と協力が得られるよう万全の措置を講じられたい。今後、墨俣地域の下水道整備が早期に完了し、快適な生活環境の確保や、公共用水域の水質保全に寄与することを望むものである。 以上でございます。
池永会長	ありがとうございました。 ただ今、事務局より答申案の朗読を受けましたが、いかがでしょうか、内容の文言等何かございますか。 ではおはかりします、この答申案のご承認を頂きたいとおもいますがよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし
池永会長	ありがとうございました。 それではこの答申書を市長へお渡ししたいと思いますが、答申の準備をいたしますので休憩をお取りしたいと思います。
事務局	それでは休憩を２時３５分までお願いします。
池永会長	（再開） それでは、平成２２年１２月２２日に貴職から諮問を受けた、大垣市公共下水道事業（墨俣処理区）受益者負担金(案)につきまして、答申いたします。 答申書このたび、大垣市長から大垣市公共下水道事業(墨俣処理区)受益者負担金(案)についての諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

	大垣市公共下水道事業(墨俣処理区)受益者負担金(案)について 下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全の観点から、市民の関心と期待が求められている。大垣地域の公共下水道事業については、昭和30年3月に事業認可を得て、市街化区域を対象に分流式を採用し着手した。昭和36年5月には大垣市浄化センターで簡易処理を開始し、順次下水道整備を進め、平成21年度末で市街化区域が概ね完了した。 大垣市全体では整備面積3,470ha、人口普及率は81.0%となり、平成22年度からは市街化調整区域の下水道整備を進めている。 また、墨俣地域においては、浄化センターの建設及び幹線管渠工事に着手し、平成24年度末を目指している。 墨俣処理区の受益者負担金の算定にあたっては、総務省の通知では総事業費の5%程度が適当とされているものの、大垣市公共下水道事業として位置づけ整備することから、大垣地域の市街化区域の負担率と同様による算定は理解できるところであり、1平方メートル当たり220円は妥当である。 また、下水道使用料についても、大垣地域の使用料と同額は、妥当であるという判断に至った。 なお、受益者負担金及び下水道使用料の制定にあたっては、関係住民に対し、十分なる理解と協力が得られるよう万全の措置を講じられたい。今後、墨俣地域の下水道整備が早期に完了し、快適な生活環境の確保や、公共用水域の水質保全に寄与することを望むものである。
事務局	ここで市長がお礼の言葉を申し上げます。
市長	本日には委員の皆様方には、大変お忙しいところ、大垣市公営企業等審議会にご出席を頂きまして誠にありがとうございました。又、日ごろ皆様方には下水道をはじめといたしまして、市政全般にわたり色々とお力添えを頂いておりますこと、厚く御礼申し上げます。昨年12月22日に皆様方に諮問させていただきました、大垣市公共下水道事業（墨俣処理区）受益者負担金について、年末年始の大変あわただしい中、迅速且つ適正にご審議いただき、そしてご答申いただきましたこと、心より感謝申し上げます次第でございます。今後は審議会を通じて、皆様方

	から賜りましたご意見ご提案を反映させながら、墨俣地域における健全で快適な生活ができるよう、下水道事業の一層の推進に、努めてまいりたいと思います。最後になりますけども、委員の皆様方には、下水道をはじめといたしまして今後とも、色々ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。
池永会長	ただ今、公営企業等審議会から答申させていただきました。今後は市長におかれましては、答申書の具体化に向けて一層ご尽力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
事務局	市長は次の日程がございますので、ここで退席させていただきます。委員の皆様方には、ご理解賜りますようお願いいたします。
市長	色々お世話になり、ありがとうございました。
池永会長	以上で本日の審議会は終了いたしました。一点だけお尋ねしたいのですが、先ほど利子補給が1／2ではなく全額補給というお話がございましたが、大垣の去年おこないました、市街化区域の人も適用になりますか。遡らないのですか。
事務局	遡りはありません、今年度4月から施行になりましたら、この4月から新規に借入される方からの適用です。
池永会長	去年はしなかったが3年目にやろうかという方がおみえになるとその方はどうなるのですか。
事務局	その方は適用になります。
池永会長	それでは何かこの機会に、市当局の方がお見えになりますので、ご意見、ご質問ございましたら、お受け賜ります。 委員の皆様方には、ご協力いただきありがとうございました。これで、大垣市公営企業等審議会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

事務局	水道部長からご挨拶を頂戴いたします。
水道部長	皆様方には昨年 の 12 月 22 日 と本日 にわたりまして、大垣市公営企業等審議会にお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。 又、本日答申いただきました、大垣市公共下水道事業（墨俣処理区）の受益者負担金及び下水道使用料につきまして、熱心なご審議いただき、ありがとうございました。本日答申いただきました墨俣処理区の受益者負担金、及び使用料の関係条例を 3 月の議会に提出させていただきたいと思っております。 また大垣市のホームページへも掲載させていただくとともに、下水道事業説明会において、受益者の皆様に十分なる説明の上、ご理解とご協力をいただけますよう、努めてまいりたいと考えております。委員の皆様方には、今後も本市の下水道事業に、ご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。 ありがとうございました。
事務局	長時間ありがとうございました。 14：43 終了